

市町村の現状と課題への対応方策

宮里 和子,^o 望月 久代^{oo}
黒川 慶子,^{ooo} 柴田真理子^{oooo}

要約：前年度は母子保健事業における県と市町村の役割分担を見直し、一次的機能を市町村が、二次的機能を保健所が担当する方式について検討した。しかし保健所と市町村保健婦の活動形態は様々で、明確に区分できない現状である。そこで今年度は、市が一次的機能のみでなく二次的機能まで実施しているB市の「ことばの相談」を取り上げ検討した。そこでは一次機能と二次機能による整合性ある展開がみられた。

見出し語： ことばの相談 市町村母子保健事業 言語発達遅滞

研究方法：s58-61年の3年間における「ことばの相談」実施状況の検討

結果：1. 「ことばの相談」事業に至るまでの経過 ①昭和54年5月より、1才6ヶ月児健診（以下 1才半健診 という）を開始した。1才半健診の結果、ことばの遅れが疑われるため保健婦観察となる児が全体の保健婦観察者の60-70%を占めていた。（現在も著変なし）表1

②これらの児にたいしては地区担当保健婦が家庭訪問・所内相談等で、ことばの発達を観察し指導してきたが、保健婦自身が判断に迷うケースが出てきた。そこでより専門的な立場での判

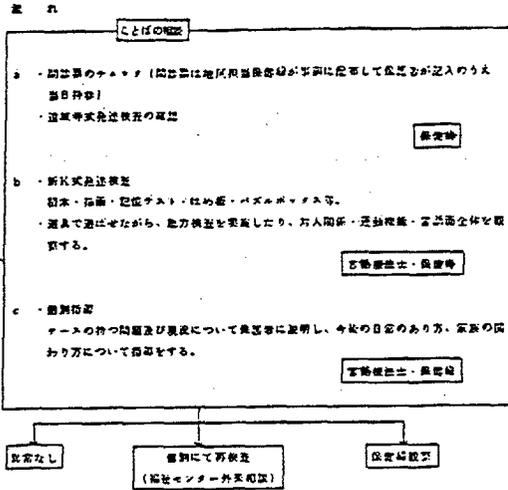
断・指導が必要となっている。③福祉部との連携を図り、幼児言語療法施設の言語療法士の派遣を得て、昭和58年12月より「ことばの相談」を開始した。

2. 「ことばの相談」実施内容 ①目的 言語発達遅滞を早期発見し、適正な治療訓練が成されるよう援助する。②対象 1才半健診及び、その他の保健活動のなかで、言語発達遅滞が疑われ、地区担当保健婦の指導を継続したが、さらに専門的な判断を必要と認める児。

③実施方法・場所 保健会館保健指導室
・実施時間 午前9時-12時
・実施頻度 原則として月1回
・スタッフ 言語療法士（B市幼児言語療法施設より派遣）2-3名、「こと

^o 国立公衆衛生院 (The Institute of Public Health)
^{oo} 身延保健所 (Minobu Health Center)
^{ooo} 習志野市役所 (Narasino Municipal Office)
^{oooo} 埼玉県立衛生短期大学 (Saitama College of Health)

「ことばの相談」担当保健婦2名、ケース担当保健婦
 ・流れ 児にとって初めての場所、初対面の
 人々の中で、いかに行動し働きかけに対してど
 のように反応しているか多面的に監査できるよ
 うな環境を持つ場としている。



3. 実施結果 3年間の実績をみると、来所者は181人であった。表-2

1才半健診で、ことばの遅れが疑われ保健婦観察となった児は627人であった。表-1

しかし2才までの間にことばの表出がみられ保健婦の経過観察が解除されたもの（つまり発達の個人差の範囲と判断されたもの）が約3/4であり、「ことばの相談」を勧められた者は約1/4の157人であった。

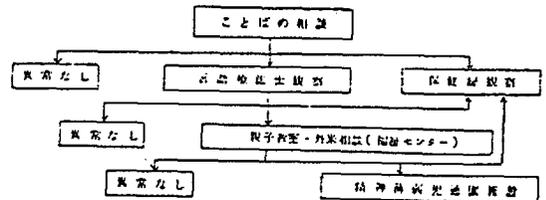
相談結果をみると、今後の発達に問題を残さないとみられるものは1割にすぎず、約9割は何等かの問題を持ち、今後継続して指導の必要なもの又は専門的な治療・訓練を必要とするケースであった。

「母親の関わりや育児環境に問題のある者」の傾向を分類すると、以下のものが掲げられる。

◆無関心な親 ◆児への関わりかたが解らない

◆よく話かけたり、関わっているように見えるが、親が児に対して期待しているレベルが高すぎる ◆無表情で、暗い感じのする親 ◆理屈っぽい ◆自分本位 ◆なんとなくしっくりいかない親子

考察：① ことばの相談開始以前は、地区担当保健婦の判断により医療機関・幼児言語療法施設・親子教室・地域で行われている幼児教室等そのケースにもっとも適当と思われる場に紹介してきたため、その後のケースの動向が十分に把握されない場合もあった。ことばの相談が開始されたことにより、言語発達遅滞が疑われる児の今後の方向性を判断する場として及び福祉施設への窓口の場としての役割を果たすようになった。また福祉施設関係職員との情報交換の場ともなる、ケースの経過・動向を把握しやすくなった。



② 母子保健全体の目標である心身障害児の早期発見・早期療育という視点からみると、比較的発達の遅れの早期発見に力を入れてきたしかし表-4からもわかるように、身体的には正常な発達をしているにもかかわらず、母親との関わりや環境や行動面に出てくる児が予想以上に多かった。ともすればみすごしてしまう「かわり方」や「環境」等の問題が児の心の発達に影響を与えることを再確認し、今後の母子保健活動に新たな関心を提起していく必要がある。

〈表1〉 「1才6ヶ月児健康診査」において保健婦による要経過観察者となった者のうち、「ことばの遅れが疑われる者」の割合

年 度	58	59	60	合 計
1才6ヶ月児健診来所数 (人)	1,807	1,711	1,606	5,124
医師診察の結果、保健婦による要経過観察となった者(人)	256	377	328	961
要経過観察者のうち、ことばの遅れが疑われる者	161 ※(62.9%)	248 (65.8%)	218 (66.5%)	627 (65.2%)

※ () 内は、要経過観察者に占める割合

〈表2〉 「ことばの相談」3年間の実績
(昭和58年12月から昭和61年11月まで)

来所数(人)		実施回数 (回)	1回当たりの 平均来所数 (人)
実	延		
181	188	36	5

〈表3〉 「ことばの相談」来所のきっかけ

(181人中)

(昭和58年12月から昭和61年11月まで)

1才6ヶ月児健診事後の保健婦による経過観察から	157人	母親からの相談 14人		
-------------------------	------	----------------	--	--

1才6ヶ月児健診来所者の中から「5人」その他5人

〈表4〉 相談結果

(181人中)

(昭和58年12月から昭和61年11月まで)

母親の関わりや、育児環境に問題のある者	単に、ことばの表出が遅れていると考えられる者	精神発達遅滞	聴力に問題のある者	その他	異常なし
30.4%	29.3%	12.2%	7.7%	8.3%	11.0%

目的傾向のみられる者

1.1%



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:前年度は母子保健事業における県と市町村の役割分担を見直し、一次的機能を市町村が、二次的機能を保健所が担当する方式について検討した。しかし保健所と市町村保健婦の活動形態は様々で、明確に区分できない現状である。そこで今年度は、市が一次的機能のみでなく二次的機能まで実施しているB市の「ことばの相談」を取り上げ検討した。そこでは一次機能と二次機能による整合性ある展開がみられた。